



図2 帝都十景手拭
「東京駅」



図3 帝都十景手拭
「日比谷公園」



図4 帝都十景手拭
「清洲橋」

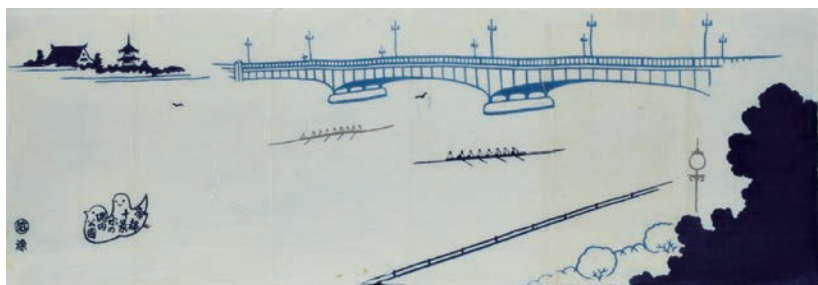


図5 帝都十景手拭
「水の隅田公園」



図6 帝都十景手拭
「地下鉄」

図1から21は全て豊田コレクション所蔵(図1、11、12、14、21は本文中挿図)
本文掲載大久保論文「豊田コレクションにみる戦時体制と手拭い制作—物資統制の意匠と制作への影響—」参照



図9 京のひとつ、せ
「藤森祭の駄馬」



図8 京のひとつ、せ
「南座の顔見世」



図7 京のひとつ、せ
「十日戎 福笹」



図10 京のひとつ、せ
「祇園会山鉦」



参考図 中島莊陽画『都年中行事画帖』
「顔見世」
(国際日本文化研究センター所蔵)



図 13 「凱旋記念 禮羽村青年団」



図 15 「日の丸、地球に飛行機」



図 17 「堅忍持久」

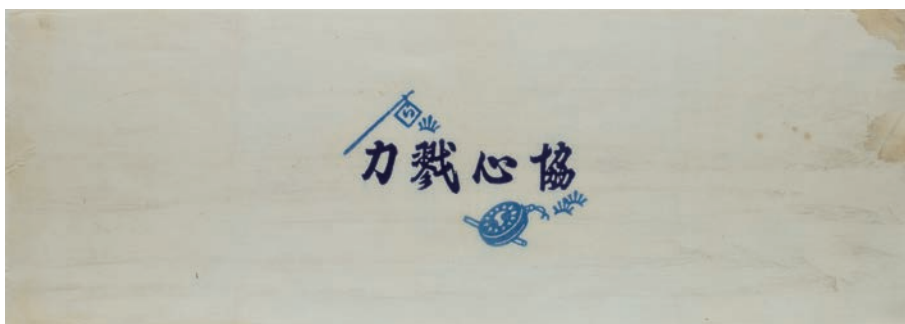


図 18 「協心戮力」

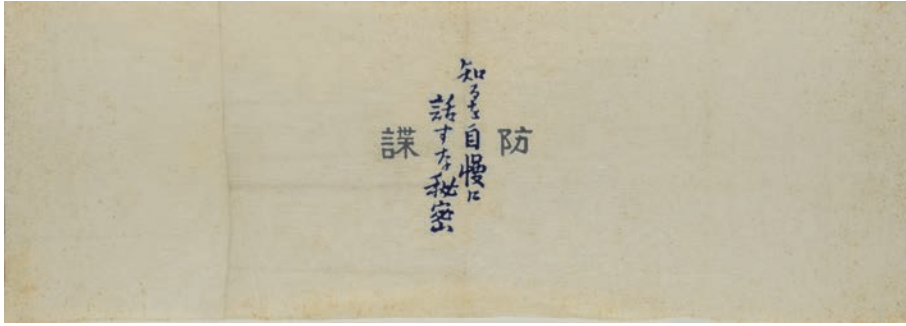


図 19 「防諜 知るを自慢に話すな秘密」

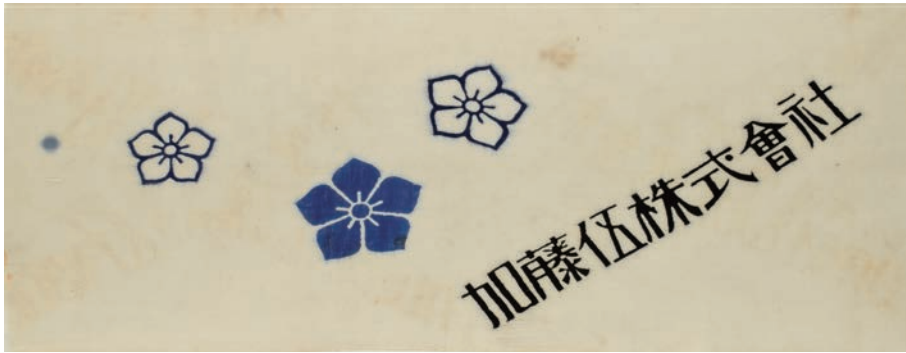


図 20 「加藤伍株式会社」



(滲み部分拡大図)



(左下角 端ミシン跡拡大図)



図 16 「一億一心」

豊田コレクションにみる戦時体制と手拭い制作

——物資統制の意匠と制作への影響——

大久保 尚子

はじめに

- 一、手拭いの意匠にみる「戦争」——日露戦争から戦没者慰霊まで
 - 二、綿製品統制の進行と手拭い
 - 三、豊田コレクションにみる戦時体制の手拭い制作への影響
- おわりに

はじめに

豊田コレクションは、手拭いなどの制作に長年携わってこられた豊田満夫氏により蒐集された、手拭い、浴衣、風呂敷等木綿染織の個人コレクションであり、その中心は一万点を越える手拭いである。コレクション中の手拭いは単に点数が多いだけではなく、幕末期から現代に至る極めて幅広い性格の作例で構成されている。特に、挨拶や記念の配り物、創作意匠と染めの美を追究した美術手拭いなど、一般商品以外の蒐集に特徴がある。同コレクションの調査は、従来研究の進展が遅れている近代の注染技法と手拭い意匠の展開、また手拭いの制作と受容などにつき様々な知見につながる可能性を持つ。

筆者は、二〇〇二年より、豊田コレクションの資料調査を行う機会を得て、展覧会開催支援を行っており、戦後七〇年にあたる二〇一五年夏、七月二二日から八月三一日まで東京和晒創造館で開催された「庶民の暮らしと戦争展——手拭い、風呂敷から振り返る」の展示構成検討に参加し、手拭いおよび木綿の物資統制に関わる展示解説を担当した。本稿では、日中戦争開戦以降の制作と考えられる手拭いを中心に、この展覧会でとりあげた手拭いの性格と位置付けを改めて検討し、昭和前期から戦中期にかけての手拭い制作をめぐる状況の変化を把握することを試みたい。特に手拭いの意匠に反映された制作背景を検討するとともに、昭和十二年（一九三七）九月の「輸出入品等二関スル臨時措置法」公布以降の綿製品に関わる物資統制の進行の中に位置づけることにより、戦時体制が手拭い制作に及ぼした影響を考えてみたい。

本稿の土台となっている「庶民の暮らしと戦争展」の展示概要を紹介しておく。本展では、豊田コレクションより昭和の満州事変から日中戦争、太平洋戦争の時期の制作とみられる武器や軍隊、侵略構想を示す絵柄や戦時体制にかかわる標語が染め出された手拭い、また綿製

品の統制の状況がうかがわれる手拭いを中心に、あわせて日露戦争にかかわるもの、明治期から昭和期の兵士の除隊記念などの配り物として制作されたもの等を選び、物資統制に関わる浴衣反物等の資料、戦争に関わる意匠の風呂敷とともに展示し、人々の日常生活にどのような「戦争」が拡がっていったのかを示すことを目指した。展示構成は以下の通りである。

1. 昭和前期―手拭い文化の洗練
2. 日露戦争時代の手拭い
3. 凱旋記念、除隊記念の手拭い
4. 出征兵士を送る
5. 手拭いに見る戦争と暮らし
6. 木綿製品物資統制関係資料
7. 戦争を振り返る
8. 戦争を語る風呂敷

〔展示資料 手拭い 五九点／風呂敷 四〇点／浴衣反物 七点
その他 配給綿布購入票、衣料切符、東京織物自制価格表 など〕

ここで近代の手拭いの用途や素材、染め技法等を概観しておく。手拭いは、晒木綿を染めて一本九〇センチあるいは一〇〇センチほどに切ったものであり、手拭きや入浴用のほか、簡易な被り物、裵纏等の裏地代わり、その他、様々な用途に使い回すこともできる重宝な生活必需品であった。染め上がったものを販売する商品と、注文者が意匠を指定して誂える別注品がある。手拭いの誂え制作は特殊なことではなく、商店や企業、個人のレベルでも、年始をはじめとする挨拶、記念の品として贈り主の名を染めた「名入れ手拭い」を制作し配り物と

する慣習が明治期から昭和戦前期には広がっていた。一例として昭和初期の手拭店の自店用手拭いを示す(白井手拭店手拭い 注染 細川 図1)。誂え手拭いの意匠は雛形から選ぶ場合もあるが、注文者が創案に関与することもあり、摺物あるいは広告図案にも一脈通ずるメッセージ性のあるもの、判じ物風の遊びのあるもの、眺めて楽しめるものなど多様な工夫がなされた。言葉(メッセージ)をあらわすことに重きを置いた文字主体の意匠がみられることも手拭い意匠の一つの特徴である。手拭い地は明治期以降発達した両面型染め技法である注染により染められた。江戸時代以来の技法である長板中形が生地の両面に順次糊置きして藍で浸染するのに対し、注染では型付け工程が簡略化され生地を屏風畳みにしながら糊置きし、型付け後の畳んだ生地の上から染料を注ぐ。この手法は効率的だけでなく、多色の差し分けやぼかし等長板中形とは異なる技を生んだ。大正後期から注いだ染料を急速吸引するコンプレッサーが導入されて、染め上がりが向上し、創作意匠を楽しむ趣味の手拭い、美術手拭いの文化が開いた。後掲の「帝都十景手拭い」や「京のひと、せ」はその典例である(図2から図11、第一節1. 昭和前期―手拭い文化の洗練参照)。

同時に展示した風呂敷も基本的には物を包み運ぶための生活の道具



図1 「御印入手拭い」は手拭いの命を握る。白井手拭店以下、参考図は全て所蔵。以下、参考図は全て所蔵。以下、参考図は全て所蔵。

である。實用向けには木綿地が用いられたが、近代に多用されるようになった絹地、モスリン地風呂敷には着物同様に型友禪技法が導入され、凝った意匠が染められた。戦前期までの手拭いと風呂敷はともに生活用品であると同時に意匠を楽しむ美術染織の側面を持つ。ただし戦時体制の影響という点では些か異なる様相をみせる。輸入原料に依存していた綿製品の製造は、日中戦争開戦後、早期に物資統制策の対象とされた。このため晒木綿を注染で染める手拭いは、絹地の風呂敷や着物とは異なる制作環境にあったのである。

服飾と戦争の関係に関し、乾淑子氏により着物や羽裏等に見える「戦争柄」の事例調査を通し大衆間の戦争イメージ生成と受容に関する考察が重ねられている。⁽²⁾ 豊田コレクシヨンの風呂敷にも同氏が指摘される「戦争柄」類型に当てはまる地図、陸海軍モチーフ、軍歌等の意匠が見出される。⁽³⁾ 一方、手拭い意匠は布面の大きさや技法の違いから、元來着物や風呂敷と異なる傾向を持つが、意匠の問題を検討する上でも戦時下の物資統制と制作（創案を含む意匠調整と加工の管理）の関係を把握することが課題となる。昭和初期には前述のように注文者が意匠を指定する誂え手拭いや創作意匠を楽しむ趣味の手拭い制作が盛んであった。そのような多様な制作が可能な環境は、物資統制下にどこまで維持されたのだろうか。

本稿では、前述の展示資料のうち日中戦争以降の戦時下に制作されたと考えられる手拭いに焦点をあて、第一に意匠の特徴から制作背景を検討した上で、第二に綿製品統制関係の法令と施行要件を確認し、第三に物資統制が手拭い制作自体と意匠のあり方に与えた影響を考えてみたい。制作事情が確認できる場合を除き、手拭いの制作期は意

匠、素材、技法の特徴から推定することになる。綿製品統制状況の把握は作例の制作時期推定にもフィードバックされる。なお右のような目的のため、本稿の検討対象は「戦争柄」には限定されない。

一、手拭いの意匠にみる「戦争」

―日露戦争から戦没者慰霊まで

以下では「庶民の暮らしと戦争展」における手拭い関係の展示（前述1. から7.）の概要紹介を通して物資統制に至る前後の手拭い制作の状況をとらえ、特に昭和の戦時体制、物資統制と関わる主要な作例の制作背景につき主として意匠の特徴から検討を加える。なお展示した手拭い等の一覧を別表（二七、二八頁）に示した。

1. 昭和前期―手拭い文化の洗練

コンツプレッサーの導入により注染技術が飛躍的に向上した大正末から昭和初期には手ぬぐいの意匠も繊細になり、連作物の趣味の手拭いや、手拭い頒布会が盛んになった。しかし昭和二年（一九二七）七月には日中戦争に突入し、翌一三年（一九三八）から綿製品の統制が始まる。わずか数年の間の社会の激変、手拭い制作をめぐる状況の変化を示すために、昭和前期の手拭いの洗練とモダン都市文化の様相を伝える連作物手拭い「帝都十景手拭」（三越制作）、統制前に出された趣向を凝らした連作物手拭いを統制後に再制作した「京のひと、せ」（細辻伊兵衛商店制作）をとりあげた。

・「帝都十景手拭」（昭和初期 注染 差し分け）

関東大震災を経て、近代都市として生まれ変わった昭和初期の東京

名所風景をテーマとした十枚組手拭いである。ただしコレクション所蔵品は一枚欠けている。三越の店章(越)印の付いた文庫(厚紙製の覆い)を伴い、各手拭いの隅にも「(越)染」もしくは「(越)製」と染められ、三越の制作とわかる。文庫のラベルには三越百貨店玄関の青銅のライオン像、震災後改修した三越本店(昭和一〇年完成)を彷彿させる装飾を抑えた白いビル、雲間に望む富士のイラストを背景に、摩登書体で「帝都十景手拭い」の題が印字されている。また各手拭いには題材にちなむ意匠の飾り枠の中に題名が染められている。題材に注目し、全体の主題と制作時期について考えてみたい。

「東京駅」図2 大正三年(一九一四)に竣工した東京駅駅舎を南ドーム側からとらえる。駅前の自動車、手前に配したお濠端の木立と街灯が都市の空気感を伝える。

「日比谷公園」図3 日比谷公園みどころのひとつ鶴の噴水の風景をとらえる。日本初の近代式公園、日比谷公園は、明治三六年(一九〇三)開園以来、市民に親しまれてきた。コレクション中に本作とは別に鶴の噴水を同じ角度からとらえた三越製手拭いがあり、こちらには本作にはない帝国議事堂(昭和一一年竣工)が遠景として配されている。本作が帝国議事堂竣工後の製作であれば、この「日比谷公園」に描き込まれるか、議事堂自体が十景の一つに選ばれたのではないか。

「歌舞伎座」江戸時代以来の手拭いの基本構図、半染め(丈の半ばまで地染めする)とし、白地には大正一三年(一九二四)落成の歌舞伎座を、地染め部分には江戸歌舞伎の古典、市川団十郎の「暫」をあらわす。

「清洲橋」図4 関東大震災後、昭和三年(一九二八)三月に竣工した清洲橋の、吊り橋型の優美な景観を大きくとらえる。下流には永代橋もみえる。

「水の隅田公園」図5 隅田公園の本所側から、昭和三年竣工の言問橋、対岸の浅草寺を望む。江戸以来の花の名所、向島は関東大震災で罹災、隅田公園は震災復興公園として昭和六年(一九三一)に開園した。⁽³⁾ 両岸にわたる公園の景観の中心は隅田川である。言問橋の下に桜時に行われたボートレースもあらわされている。

「日本橋」二重アーチと麒麟像を置いた装飾柱が特徴的な日本橋(明治四四年竣工)を側面からとらえる。上空には飛行機がみえる。

「地下鉄道」図6 昭和二年(一九二七)、東洋初の地下鉄、東京地下鉄道が上野浅草間に開業した。直線を多用し、駅構内の無機質な地下空間をとらえている。

このほか大灯籠のある参道入り口を斜めにとらえ、鳥居と大村益次郎像を望む「靖国神社」、旧寛永寺五重塔の向こうに広がる不忍池にボートが浮かぶのどかな風景を俯瞰する「上野」から成る。

題材には開設間もない地下鉄(「地下鉄道」)、橋梁(「清洲橋」)「水の隅田公園」、東京駅と自動車(「東京駅」)、日本橋と飛行機(「日本橋」)など、新しい建造物と交通機関を含む近代的な景観が目立つ。中でも東京市民が愛着を持つ隅田川の景観が二題含まれ、いずれも震災復興事業として建設された隅田公園、言問橋、清洲橋、永代橋がモチーフとされており、関東大震災からの復興を遂げて漸く一息ついたモダン都市東京をとらえる視線がうかがわれる。明治期以来、代表的な東京名所であった靖国神社も登場するが、意匠には政治的な意味の

強調は見受けられない。制作時期の上限は、隅田公園開園の昭和六年（一九三二）以降、下限は前述のように昭和一二年竣工の帝國議事堂が表現されていないことから昭和一〇年頃までの可能性が高い。コレクション藏品は一枚欠けているため断言はできないが、いずれにせよ昭和一三年夏に綿製品の加工が制限される以前の製作であろう。

染めは全て型糊置きを繰り返さず一度の型置きで複数色を染め分ける「差し分け」技法により、江戸東京好みの手拭いの基本色、藍の濃淡、鼠、茶のうち二、三色で染め上げている。次の「京のひと、せ」が複数回型置きを行う「細川」技法により、多くの色を重ねて染め上げられているのは対照的であり、東京と京都の好みの違いを見て取ることができる。一見単調であるが線の表現が整理され、また近景は藍、遠景は鼠色とした「清洲橋」図4のように、遠近感を配色で効果的に表現するなど技法の特性を巧みに生かした完成度の高い作品群である。

・「京のひと、せ」（昭和一四年（一九三九）三月 注染 細川）
京都の細辻伊兵衛商店により制作された、画家中島莊陽の描く京の一二月の行事図を染めた一二枚組手拭いである。解説書とともに専用箱に納められており、箱蓋には「郷土趣味 京のひと、せ」の題字に「趣味手拭十二枚組」と添え書きされている。解説書は扉表に「田中緑紅著」、裏に「絵 中島莊陽」と記され、画題の年中行事につき田中緑紅が解説を加えている。田中緑紅は大正期から昭和戦前戦後にかけて活躍した、京都の郷土史家である。奥付の発行日は「昭和十四年三月廿五日」、発行所は「京都市中京区三條通烏丸東入細辻伊兵衛商店誂部」、また「非売品」と記されている。

細辻伊兵衛商店（永楽屋）は、戦前の京都で趣味の美術手拭いを制作したことで知られる。「京のひと、せ」は、元々同店の手ぬぐい頒布会「百いろ会」で昭和一〇年（一九三五）に出されたシリーズであるが、展示作品は昭和一四年三月の再制作であり、販売用ではなく身内に配られたものと伝えられている⁶。既に綿製品の統制が進行していた時期であり、生地のはスフ入りとみられる。一二枚全てに「京都タオル染手拭卸商業組合」の公定価格販売表示シールが貼付されている（後掲図21）。

各月の画題は解説書によれば次の通りである。「十日戎 福笹（一月）」「盧山寺鬼の法楽（二月）」「舞妓と都踊（三月）」「島原太夫道中（四月）」「葵祭（五月）」「藤森祭の駈馬（六月）」「祇園会山鉾（七月）」「大文字と松ヶ崎題目踊（八月）」「太秦牛祭（九月）」「石清水八幡放生会（一〇月）」「八坂神社舞楽（十一月）」「南座の顔見世（十二月）」。物質的制約のある中で制作にもかかわらず、精巧な染技により絵画と見紛うような繊細な描線、配色で京の年中行事図があらわされている。全点に「莊陽画」の署名が染め出され、下絵の再現が意図されていることがわかる。

本作の下絵自体の所在は確認できないが、下絵を描いた日本画家、中島莊陽は、京都の行事を描いた肉筆画作品を遺しており、国際日本文化研究センターには江馬努の詞書、中島莊陽の絵による『都年中行事画帖』（昭和三年（一九二八）跋 絹本着色）が所蔵されている。同画帖は京の年中行事を網羅的に取り上げたもので、跋文によれば細辻伊兵衛氏が購入し江馬氏に解説を依頼したという。「京のひと、せ」の画題の多くはこの細辻氏の手元にあった画帖の画題と重なる。そこ

以下、四点について『都年中行事画帖』中の同画題の図と比較し注目される点を述べてみたい。

「十日戎 福笹」図7 十日戎の参詣者に授与される、大福帳、小槌、小判など縁起物をつるした福笹を大きくあらわしている。笹の葉には輪郭線を置かず、注染特有のほかして肉筆の筆致を再現している。『都年中行事画帖』「十日夷」でも福笹のみが大きく描かれ、縁起物を下げた笹の先を画面左寄りに、持ち手側を右に配置した構図も共通している。

「南座の顔見世」図8 顔見世興行の夜の南座の正面破風の景觀をとらえる。櫓の下には顔見世役者の名を記したまねき看板が並び提灯の明かりで照らし出されている。『都年中行事画帖』の「顔見世」(参考図)も同一の角度から南座正面破風を描いており、両者は構図も極めてよく似ている。『都年中行事画帖』では肉筆画であるからこそ可能な夜闇に櫓とまねき看板が浮かび上がる幻想的な情景表現が印象的だが、「京のひと、せ」では、背景を暗色ではなく薄藍のほかとし、上空に下弦の月を配することにより夜景を表現している。

「藤森祭の駄馬」図9 六月五日の藤森祭に受け継がれる氏子による馳馬の図である。手前の一騎は馬上で文字を書き、奥は逆乗りで晒を振る。網衣、股引に小さな笠を被った独特の出で立ちの細部まで染められている。『都年中行事画帖』「藤森祭」は「京のひと、せ」の手前の一騎と同じ馬上で文字を書く曲乗りを描き、特徴的な装束の配色が同じであるのみならず、馬の毛色、胸懸、尻懸の赤色、ややいかつい乗り手の顔立ちもよく似ている。ただし「京のひと、せ」では、縦長に二騎を配置し、背景上下を薄藍色に斜めに染めて中央のみ白く残

して変化をつけ、モチーフの絵画性と手拭いならではのデザインの面白さが融和している。

「祇園会山鉾」図10 七月一七日の祇園祭の山鉾巡行の様子を、次々と近づいてくる鉾を見上げたような構図でとらえる。網隠しの部分がクローズアップされた手前の鉾の向こうには、月鉾の鉾頭がみえる。細い線の鋭い表現と細部の染め分けは染技への自信を示すかのようにである。『都年中行事画帖』では「前の祇園会」の題で山鉾巡行の先頭を切る長刀鉾、後ろに続く占出山を、人々の乗った舞台を中心に描いているのに対し、「京のひと、せ」では敢えて鉾の先端部のみをあらわし、手拭いの縦長の画面を生かした視点の面白さのみならず、注染の技の巧みさを印象付けている。

一二月月の手拭いはいずれも精緻な「細川」(複数回型置きする注染技法)により染められている。布の上から染料を注ぐ注染では複数色でも各色を染める箇所の間隔が空いていれば一度に差し分けることができるが、異なる色同士が重なる、または隙間無く接する部分がある場合は型置きを複数回行い、数度に分けて染めることになり、この技法が「細川」と呼ばれる。本作では、輪郭線部分などで先に染めた部分にぴつたりはまるように型置きしなければならず、特に緻密な作業を要する。

以上のように中島莊陽画『都年中行事画帖』と比較してみると、「京のひと、せ」は下絵段階で手拭いの形状を活かす構図が工夫されており、さらに、ほかし、細川などの注染技法を見事に駆使して下絵の絵画表現の印象を崩さず、同時に手拭い染めの持ち味も失わずに染め上げられた作品であることが確かめられる。一方で豊田コレクショ



図 11 京のひと、せ「葵祭」(部分)

部に見られ、物資統制との関係で注目される(例「葵祭」図11の藤の花房部分に顕著にみられる)。

2. 日露戦争時代の手拭い

コレクシオン中には意匠および染め技法の点から日露戦争時代の制作と考えられる手拭いが含まれている。

日露戦争にちなむモチーフが明確にあらわされた作品は「我軍之大勝利」、「奉天府 日本軍大勝利」の二点である。

「我軍之大勝利」(注染 細川)は倒れるロシア兵と日の丸を振る日本兵に「我軍大勝利」の文字を添えたもの、「奉天府 日本軍大勝利」(注染 差し分け)は、奉天府の城門図を中央に、これに向かう如くに、旭日旗をかかげ攻め込む日本軍の図に「日本大勝利」の文字を添えた扇面図を配置し、全体を横切るように海軍大臣旗風の旗を置いた意匠であり、明治三八年(一九〇五)の奉天会戦と日本海海戦にちなむと考えられる。両者とも多色遣いであり、華やかに目を引く記念手拭いとして戦勝間も無い時期に制作販売されたものと考えられる。

一方、「出征軍萬歳」(注染 地染まり一色)は薄藍一色の地に「出

所蔵の「京のひと、せ」の細部に注目すると、初回制作品⁽⁸⁾にはみられない、スフの混紡に起因すると考えられる緯糸に沿った染料の滲みが一

征軍萬歳」と大書し「大阪市手拭染物業職工中」と添え書きした文字意匠のみの作品である。大きな筆描き文字のみをあらわす意匠は明治期の手拭い下絵に目立つものであり、日露戦争もしくは日清戦争時の制作と考えられる。東京と並ぶ注染の生産地であった大阪の手拭い染め職人の団体により制作されたものであろう。「東洋強国誓」(注染 細川)は、菊のとばりの向こうに旭日旗(軍旗)と大砲が置かれた皇国の勝利を示す意匠であるが、手間を掛けた細川染めにもかかわらず細部の染めむらが多いこと(大正後期以降普及したコンプレッサーを使用し染料を急速吸引するとむらになりにくい)、「東洋強国誓」の文盲から日露戦争時の制作と考えられる。

3. 凱旋記念、除隊記念の手拭い

明治期以降、贈り主の名を染めた「名入れ手拭い」を配ることが生活の多様な場面に広がり、軍隊、戦争関連では、任期を終えての除隊あるいは凱旋に際し無事帰還した挨拶の配り物として名入れ手拭いが制作された。コレクシオン中には今回展示した以外にも複数の除隊や凱旋記念の手拭いがあるが、既製図案に配り主の名を加えて染めるのが通例であり、年代、兵科による違いもあるが、広くみられる定型的モチーフとして旭日旗(軍旗)あるいは旭日、軍帽軍服の星章にちなむ星、徽章にちなむ桜などがあげられる。展示作例からいくつかの類型を紹介する。

「近衛歩兵第四聯隊」(注染 差し分け)は、旭日に星章と「近衛歩兵第四聯隊」の文字を大きく染め「軽き身に重きつとめをつ、がなく果して帰る今日ぞ嬉しき」という歌を添えている。「軽き身に」の歌は、下の句にヴァリエーションがあるが、除隊や凱旋の記念手拭いに



図12 「満洲派遣凱旋記念 野砲兵第十二聯隊」

しばしば見いだされる。

「満洲派遣凱旋記念 野砲兵第二十聯隊」(注染 差し分け 図12)は、星と野砲図を大きく染め、右肩に図案化したヘルメットをあらわしたもので、左下の桜型に「笠倉」の名が入っている。「満洲派遣凱旋記念 野砲兵第二十聯隊」の文字から、満洲事変時の凱旋記念手拭いと考えられる。コレクション中の除隊、凱旋記念手拭いのうち昭和期のもものと確定出来る作例は他に二点ある。「上海出征凱旋記念 歩兵第五十九聯隊」(注染 差し分け)は「武夫のつとめつくして古里へ」の句にヘルメットと徽章にちなむ星と桜を添えた意匠の名入れ手拭いで昭和七年(一九三二)の第一次上海事変後の制作かと推定される。

さらにもう一点、コレクション中には日中戦争開戦後の制作と考えられる異色の記念手拭いがある。

・「凱旋記念 禮羽村青年団」(注染 図13) 攻撃する陸軍兵士と、戦車のシルエット、空には戦闘機が飛び、「凱旋 祝 記念」の文字を添えた意匠と、「禮青」「賞」の文字を上部に、「禮羽村青年団」の文字を下部に配し斜めに染め分けた意匠が重なっている。礼羽村は埼玉県北東部、現在の加須市にあたる。既に染まっていた青年団の手拭い地を再加工したと考えられるこの手拭

いの制作と綿製品製造、加工統制との関係について、第三節で改めて考えてみたい。

4. 出征兵士を送る

出征兵士への祈りや激励の思いも手拭いに託された。「祈武運長久」の語を染めた手拭いは、その一典型である。「丸に三つ割菊紋 祈武運長久」(注染 差し分け)は文字と神紋を大きくあらわし、「国幣小社箱根神社宮司」と添え書きして花押も染めた箱根神社の手拭いであり、出征前に参拝した兵士や家族に授与されたものと考えられる。同じく「祈 武運長久」の語を染めた例に軍事援護婦人団体、愛国婦人会(明治三四年創設、昭和一七年大日本婦人会に統合)の手拭いがある(「祈 武運長久 愛国婦人会三重県支部」注染 差し分け)。出征兵士の送迎は愛国婦人会の主要活動の一つであった。

また兵士の無事帰還を祈る「千人針」にも、手拭いそのものではないが手拭い同様の晒布が用いられた。戦場の兵士に送られた慰問袋にも手拭い同様の晒布が多く使われた。二つ折りにして袋状に縫い慰問の品の中に入れるが、解けば手拭いともなる。半面に軍人勅諭を染めた「慰問袋 軍人勅諭」(注染 差し分け)はその一例である。

5. 手拭いにみる戦争と暮らし

日中戦争開戦前後以降の制作と考えられる、戦時体制を反映した意匠を染めた作例を示した。今日残されている手拭いに戦時体制の影響を見出そうとすると、視覚的にわかりやすいのは、軍隊や侵略体制にかかわる絵柄(戦争柄)、あるいは戦時体制への協力、貢献を呼びかけるスローガンを染めた作例である。

戦争柄の典型例として、次の三点があげられる。

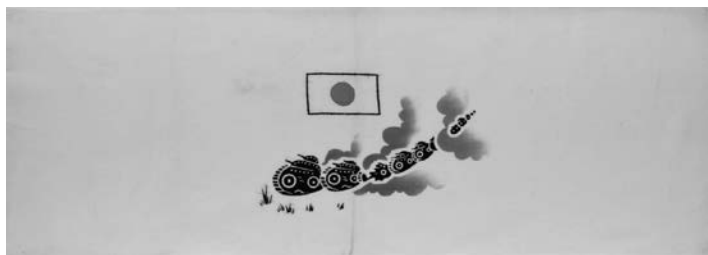


図 14 日の丸、戦車

・「日の丸、戦車」(注染 差し分け 図 14) 中央に日の丸を置き、土煙をあげて突進する豆戦車の動きを漫画調の絵柄であらわしている。第一次世界大戦以降発展した戦車の陸軍への配備は日本では大正末から昭和にかけて進められ、昭和六年(一九三二)六月の軍制改革案には戦車隊増設が盛り込まれている。昭和七年四月の『三越』には豆戦車の玩具も登場している。この手拭いの絵柄にも満州事变勃発以降の戦車への関心を汲み取ることができる。

・「日の丸、地球に飛行機」(注染 差し分け 図 15) 日の丸の下に置かれた地球は、注染特有の差し分け技法で色分けされている。中心にある日本の領土を示す赤色は、千島列島、樺太、朝鮮半島、台湾、第一次世界大戦後に旧日本委任統治領となった南洋群島に広がる。さらに東南アジア、インド、ニューギニア島、オーストラリアまでが薄紅色で染められているのは「大東亜共栄圏」構想に対応するものと考えられ、その果てまで覆うかのように日本の飛行機が飛んでいる。「大東亜共栄圏」概念の啓蒙は、この語が昭和十五年(一九四〇)八月一日の松岡洋右外相会談で用いられて以降、進められたと考えられ、この手拭いもこれと近い時期の制作かと推測される。

・「千歳鶴」(注染 差し分け) 昭和初期から札幌で作られた日本酒銘柄の宣伝用手拭いである。日本軍を表象するヘルメット、日本刀、桜と「千歳鶴」の文字を染めている。素材は綿晒だが、昭和三年(一九三八)に綿製品の製造統制が開始して以降、いずれかの段階で、このような木綿手拭い地を用いた詛え制作は困難になったと考えられる。

コレクション中の手拭いには日本軍や侵略体制を絵柄であらわした右のような意匠は、風呂敷や着物ほどには目立たない。このことは一つには早い段階から綿製品の加工、製造が制限されたことに起因すると考えられる。同時に文字主体の意匠が広く行われてきたという、手拭いの特性にも関係しているのではないだろうか。

一方、以下の一群はいずれも白地の中央部に体制への協力を呼びかける標語とそれにあわせた寓意的な小モチーフを染めたもので、この種の簡素な定型意匠の手拭いが戦時下のある時期から多く制作されていたことがうかがわれる。

・「二億一心 桜に三本の矢」(注染 コレクション中柄三点のうち二点は差し分け／一点は白地一色 図 16) 国民の結束を呼びかける「二億一心」の語は、昭和十四年(一九三九)四月七日に開催された国民精神総動員委員会総会で決定された「国民精神総動員新展開の基本方針」中に「二億一心各その業務に精励し奉公の誠を致さんことを期す」という表現で登場する。これ以降、新聞記事等において戦時体制に臨む国民のあるべき姿勢を述べる際によく使われている。添えられた三本の矢は戦前の子ども向け訓話に登場する毛利元就の「三矢の教え」(結束して家を守れという意味の教訓)による。

・「堅忍持久」(注染 差し分け 図17) 最後まで我慢強く持ちこたえる意の「堅忍持久」という標語は、昭和十二年(一九三七)九月一三日に発表された国民精神総動員計画実施要項中に「堅忍持久の精神の涵養」という表現で登場し、以降、頻繁に使われた。添えられた富士に蝶千鳥のモチーフは江戸歌舞伎の代表的演目「曾我物」、曾我兄弟の仇討ちの物語による。蝶は曾我兄弟の弟五郎、千鳥は兄十郎の衣装の文様であり、富士は兄弟が富士の裾野の巻狩で父の仇、工藤祐経を討つたことにちなむ。長い年月を堪え忍びようやく本懐を遂げた曾我兄弟の物語を示すモチーフにより、「堅忍持久」の標語は長期戦に臨む戦時体制のスローガンとしての意味を明確にしている。

・「協心戮力」(注染 差し分け 図18)

心をあわせ力を合わせる意の「協心戮力」は、日中戦争開戦後の戦時体制下に使われた標語の一つである。昭和十五年(一九四〇)九月二七日、日独伊三国同盟調印時の詔書にも「協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ」という表現がみえる。⁽¹⁵⁾ 添えられた巴太鼓に菖蒲皮小紋のモチーフのうち、巴太鼓は、歌舞伎、浄瑠璃の『仮名手本忠臣蔵』を連想させる。巴は大星由良之助の紋所、太鼓の縁には討ち入り衣装の白黒雁木文様を象つたかのような鋸歯文様が配されている。また添えられた「菖蒲革」と通称される小紋のモチーフは「勝負」の語を導くと同時に、江戸後期の足軽などの袴によく使われたことから、『仮名手本忠臣蔵』では足軽ながら仇討ちに加わった寺岡平右衛門の衣装に取り入れられており、民衆の戦争協力を寓意すると考えられる。このような寓意性を持つモチーフを添えることにより、「協心戮力」の語に込められた国民一丸となって敵と戦うという意味が強調されている。

・「東亜建設」(注染 差し分け)

「東亜建設」あるいは「東亜新秩序建設」は日中戦争開戦後、多く唱えられるようになった政治スローガンであり、昭和一三年(一九三八)一月三日、近衛内閣は「東亜新秩序の建設」が戦争の目的であるという政府声明を発表した。⁽¹⁶⁾ スコップとつるはしのモチーフによって漠然とした政治理念を満蒙開拓など具体的なイメージに置き換えている。

より具体的な行動を呼びかける標語も手拭いに染められている。「公債一枚興亜の緑葉」(注染 差し分け)は、軍事費膨張への対応策として公債購入を勧める惹句にオリブの枝を添えている。日中戦争開戦後、昭和十二年(一九三七)秋から、愛国公債購入運動が行われたが、昭和十四年には国債消化が困難になっていた。⁽¹⁷⁾ また「防諜知るを自慢に話すな秘密」(注染 差し分け 図19)は文字通り、防諜のための標語を染めている。昭和十二年一月一日には軍機保護法改正法律が施行され、防諜に関する市民への啓蒙活動が行われるようになった。⁽²⁰⁾ このほか「滅私奉公」(注染 差し分け)も同類型の手拭いである。「滅私奉公」の語自体は古典的な故事成語だが、戦時体制下には国家体制への奉仕の意味で用いられた。⁽²¹⁾

6. 木綿製品物資統制関係資料

展覧会では木綿に関わる物資統制の説明パネルを作成展示すると同時に、公定価格表示マーク付き、あるいは各種の代用素材を用いた浴衣地反物、配給綿製品購入票、衣料切符、制限小切符等を展示した。手拭いに関しては、通常の手拭い用木綿晒とは異なる素材を用いた作例、またスフ混の晒反物を示した。

・「加藤伍株式会社」（注染 差し分け）**図 20**） 企業の配り手拭いである。社のしるしとみられる陰陽の桔梗紋と社名を染めた、企業の配り手拭いには一般的な意匠であるが、文字も桔梗紋も輪郭部分に経糸緯糸両方向に染料の滲みが走っている。ステープルファイバー使用率が相当に高い生地（経緯とも一〇〇％スフ糸か）を用いているとみられ、木綿の手拭い地が少なくとも別注品には使えない状況下で従来通りの配り手拭いを発注、制作した例と考えられる。

7. 戦争を振り返る

戦後、戦没者追悼の行事などにも手拭いは制作された。戦車と戦闘機をあらわした「あゝ我が戦友」（注染 差し分け）、数度の重ね染めにより陰影のある戦艦の姿を表現した「戦艦武蔵亡き戦友を偲ぶ」（注染 細川）など、戦場のイメージは慰霊の念を込めてあらわされている。

以上通観した展示資料中、日中戦争開戦後の制作と確定できる、もしくは推定される手拭いは以下の通りである。

- ・「京のひと、せ」（昭和一四年（一九三九）三月制作）**図 7**から**11**
- ・「凱旋記念 禮羽村青年団」**図 13**
- ・「日の丸、地球に飛行機」**図 15**
- ・「一億一心」**図 16**
- ・「堅忍持久」**図 17**
- ・「協心戮力」**図 18**
- ・「東軍建設」
- ・「公債一枚興亜の緑葉」

・「防諜 知るを自慢に話すな秘密」**図 19**

・「滅私奉公」

・「加藤伍株式会社」**図 20**

このうち制作年が確定しているのは「京のひと、せ」のみであるが、「凱旋記念 禮羽村青年団」、「加藤伍株式会社」は用布や染めの状態から明らかに綿製品統制下の制作と判断される。一方「日の丸、地球に飛行機」から「滅私奉公」は戦時体制を反映した意匠の内容を確認してみると制作時期の上限についておよその見当をつけることが可能であり、いずれも少なくとも日中戦争開戦後の制作と考えられる。ただし生地は、「一億一心」三点中、一色染めの一点（**図 16**）が広幅木綿地を転用して手拭い幅にカットし端ミシンをかけてあるのを除けば、通常の手拭い地同等の太さの糸の晒であり、染め上がりに「京のひと、せ」や「加藤伍株式会社」のような目立った滲みは見られず、素材は純綿もしくは綿混率の高い混紡糸と考えられる。これら手拭いの位置付けを検討するためにも、次節で戦時下における綿織物に関する製造、加工、供給の統制について確認してみたい。

二、綿製品統制の進行と手拭い

昭和一二年（一九三七）七月七日の盧溝橋事件を発端として日中戦争に突入して以降、生活の様々な側面に統制が加えられていった。一二年秋から始まった「国民精神総動員運動」により生活の簡素化が奨励され、一三年三月に制定された「国家総動員法」に基づき物資統制が合法化された。中でも木綿は、原綿の輸入が制限される一方で、

軍需用以前に輸出品原料として重要であったため、国内の一般向消費が早くから制限された。戦時体制が手拭い制作にもたらした影響を考える上では、制作や供給にかかわる物資統制の状況をとらえることが必要である。綿製品の統制については昭和十三年二月施行の「綿製品ステープルファイバー等混用規則」、同年六月末施行の「綿製品ノ製造制限」が概説されることが多く、以降木綿製品が姿を消したかのように思われがちであるが、コレクション中には戦時下の制作と考えられる類型的な意匠の木綿地手拭いが存在している。これらの位置付けのためにも、綿製品統制の経緯を整理し、手拭い制作の環境変化を具体的にとらえたい。綿製品統制関係法令は主に商工省令として公布されたが、施行の詳細については地方長官宛通牒等も確認する必要がある。以下、商工省令とそれらに伴う通牒等は、官報および同時代の法令関係資料を参照した。

(1) 綿花の輸入制限

昭和十二年(一九三七)九月九日、政府指定物品の輸出入制限、禁止を可能とする「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」が公布され、これに基づき同年一〇月一日に公布された商工省令「臨時輸出入許可規則」で輸入制限または禁止の対象となる品目に綿花があげられた。⁽²⁴⁾この時点で国内消費数量の二割五分相当量の綿花の輸入が制限されることになった。⁽²⁵⁾国内消費を節約し綿製品の輸出水準を維持すること、綿糸の最高公定価格を定め価格高騰を防ぐことを前提とした政策であった。

(2) 「綿製品ステープルファイバー等混用規則」施行

昭和十二年(一九三七)二月二七日、商工省令「綿製品ステープルファイバー等混用規則」が公布され、昭和十三年二月一日に施行された。⁽²⁶⁾綿糸、綿織物、綿メリヤス製造に際し、輸出品および輸出品原料以外には、特別の事情により地方長官の許可を得た物を除き、ステープルファイバーその他の繊維(毛は対象外)三割以上混用を義務づけるものであり、綿花の国内消費抑制がここから始まった。ステープルファイバー(以下スフと略称)は、再生繊維の一種であり、基本的に木材の繊維を原料とする点は人絹と同じだが、人絹が長繊維であるのに対し、スフは木綿やウールに混用する短繊維である。水に濡れると弱く、伸び縮みが激しく、耐久性が低かった。このため前記の「特別の事情により地方長官の許可を得た物」には軍需用品、ガーゼや帆布、工業用品などの特殊品があげられている。スフは、頻繁に洗い入浴にも使う手拭いにも、全く適さない素材であった。

施行前日の昭和十三年(一九三八)一月二八日の『東京朝日新聞』は「江戸趣味の濃い藍の香高い粋な浴衣と、昔ながらの東京手拭のあの爽快な持味が失はれる」とこの件を報じており、⁽²⁷⁾東京人にとって木綿手拭いは単なる実用品を越えた愛着の対象であったとわかる。

(3) 綿製品非常管理令施行―綿製品の製造、加工、販売制限

昭和十三年(一九三八)六月二九日、商工省令「綿製品ノ製造制限ニ関スル件」、「綿製品ノ加工制限ニ関スル件」、「綿製品販売制限ニ関スル件」が公布され、即日施行された。⁽²⁸⁾輸出品の原料または材料を除

き、綿糸、綿織物、綿メリヤスは、スフを混用したものも含め、製造を禁止し、また小売りを除く販売（広幅ものは小売も不可）、および一ヶ月間の加工を停止するものであった。「但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合」はこの限りではないとの但し書きがあるが、その指すところは軍需品と工業用、医療用等の特殊品であった。⁽²⁹⁾これに伴い「綿製品ステープルファイバー等混用規則」は廃止された。同時に価格暴騰を防ぐため「織維製品販売価格取締規則」が公布施行され、六月二八日の販売価格を越える対価で綿、人造絹糸、スフ、羊毛等の織維製品を販売することが禁じられた。これら四件の商工省令は「非常管理令」と通称された。これらについて、同日出された臨時物資調整局からの通牒には、「国際収支ノ関係ヨリ綿花ノ輸入ヲ差当リ出来得ル限り制限スル爲国内用綿製品ノ製造ハ特殊品ヲ除キ一時之ヲ停止セントスルモノ」と説明されている。⁽³¹⁾これらの省令は二八日夜発令、二九日実施であったため関係業者間には混乱を招いた。⁽³²⁾

四件の商工省令とあわせ、翌六月三〇日には「輸出綿製品配給統制規則」が公布されている。⁽³³⁾これにより輸出用綿製品の生産は内需と完全に切り離して管理されるようになった。

この後、七月二一日には、綿製品の加工、販売の制限を一部解除する商工省令第六二号が公布施行されるが、これに先立ち七月二〇日の通牒で次のような説明がなされた。

一時国内向綿製品ノ販売及加工ヲ制限シ之ガ現在ストック数量ノ調査ヲ行ヒツツアリアルル処略調査完了シタルヲ以テ製品ノ性質上

主トシテ農山漁村或ハ労働者向ノモノハ之ヲ買上ゲ配給ヲ為スト共ニ之ニ不適当ナルモノニ付テハ一定ノ標準ニ依リ需給ノ実状ニ応ジ地方長官ノ許可ヲ受ケ販売及加工ヲ為サシムルヲ適当ト認メ今般商工省令第六二号ヲ公布スルコト致（後略）⁽³⁴⁾

「農山漁村或ハ労働者向ノモノ」とは、作業着等に適する実用品を指すと考えられる。内需向け綿製品の製造、加工、小売り以外の販売の一時停止は、現時点の綿製品の在庫を調査し、国を支える労働に必要な実用品への供給分を買い上げることが目的としていたとわかる。

七月二一日の商工省令第六二号では、「綿糸、綿織物又ハ綿莫大小ニシテ別表ニ掲ゲザルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り」販売または加工を認めるとし（綿織物、綿莫大小にはスフ混用品を含む）、「別表」には綿織物のうち小幅物について次のように定められている（手拭い地も小幅物である）。

経緯ニ英式番手二十五番以下ノ単糸又ハ五十番以下ノ合撚糸ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ掲グルモノ

小幅物

縞木綿、緋木綿、染緋、織色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底地⁽³⁵⁾

「二十五番以下ノ単糸」または「五十番以下ノ合撚糸」とは比較的太い糸を意味し（糸番手は数が小さいほど太い）、あげられた品目は政府の買い上げ対象となる実用織物であると理解できる。これら以外

の製造済小幅綿織物は届け出により、染色等の加工や、生産者、卸売業者の販売が認められることとなった。ただしこの時代の手拭い地には通常、経緯二〇番手以下の糸が用いられており、この制限解除の対象外となる。

この制限解除省令の具体的対象について、前述の七月二〇日通牒に、手拭い地も含め、次のように特記されていることが注目される。

二、綿織物及綿莫大小

- (一) 加工業者が加工ヲ為ス場合ハ全部許可スルコト
- (二) 卸売業者及製造業者ノ手持品ニ付テハ其ノ数量ヲ調査シ
- (1) 中形、特殊模様入ノ手拭地、印入半纏地ハ全部許可スルコト⁽³⁶⁾(後略)

(一) は、前記商工省令第六二号別表以外の綿織物(スフ混も含む)の加工届け出は許可することを意味する。(二)(1) は具体的な許可項目であるが、このうち「中形」は東京を中心に伝統的に制作されてきた中形染浴衣地である。中形浴衣地は前記の糸番手基準に該当せず、時節柄、需要が高いこともあつての通知と考えられる。一方、「特殊模様入ノ手拭地」とは既製品以外を指し、個人、商店、企業等の配り手拭いを含むと考えられる。これも進物用に需要の高い季節であり、「印入半纏」(店の印を染めた半纏)とともに別注品である。手拭い地自体は織糸番手の制限に抵触するが、誂え意匠を染めたものは他に転用できないため受注済分の加工が速やかに許可されたのである。この特記事項の背景には東京織物同業組合の政府への陳情があつ

たという⁽³⁷⁾。浴衣や手拭いが重要品目であつたことがわかるが、両者は同じ綿製品であつても統制上の位置付けは異なることに注意を要する。

実用衣料供給分の綿製品買い上げ準備が整つた七月二九日には商工省令第七〇号「綿糸、綿織物又ハ綿莫大小ノ加工ヲ地方長官ノ許可制トスル件」が公布施行され、前月二九日施行の綿製品加工制限は改めて解除された⁽³⁸⁾。これにより前述商工省令第六二号で規定された別表の実用綿織物、即ち小幅綿織物では前述の「経緯二英式番手二十五番以下ノ単糸又ハ五十番以下ノ合撚糸ヲ用ヒタ」、「縞木綿、緋木綿、染緋、織色木綿、晒及び生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底地」についても、地方長官の許可を受けた場合、加工を認めるとした。在庫品の木綿手拭い地(含スフ混)は許可を受けて染め加工されることとなつた。

(4) 特免綿製品としての手拭い地製造

昭和十三年(一九三八)八月一四日『東京朝日新聞』には、手拭い地の小幅白木綿を、紺緋とともに「綿製品特免」の中に加えることに商工省の方針が決定したと報じられている⁽³⁹⁾。「特免品」とは六月二九日施行「綿製品ノ製造制限ニ関スル件」の但し書きの許可を受けて製造する綿織物を指す。特免品については七月以降、追加、修正が加えられ、落綿糸や再生綿糸を多く用いた綿織物や国産綿花のみを使う織物等の製造が許可される⁽⁴⁰⁾。九月二六日の通牒において緋木綿等と並び「経に混紡糸、緯二綿糸以外の糸類を使用スル手拭地」が特免品に追加された⁽⁴¹⁾。原則として一切の綿織物製造が停止される中、特免品とし

て綿混手拭い地が製造されることとなった。なお特免手拭い地の規格は、後に「純綿糸」「混紡糸」に区分されている。⁽⁴³⁾

(5) 「物品販売価格取締規則」施行―価格統制と公定価格表示

時期は前後するが、昭和十三年（一九三八）七月九日、商工省令「物品販売価格取締規則」が公布施行され、前述の「繊維製品販売価格取締規則」はこれに統合される形となった。⁽⁴³⁾ 商工大臣が指定した物品は、指定の前日の販売価格、または商工大臣あるいは地方長官が指定した販売価格を越えて販売してはならないという規則である。物資不足による価格高騰に対応するものであり、綿製品についても各地方長官指定の最高価格が定められた。「物品販売価格取締規則」に従った公定価格は値札に「㊦」マークを表示することが義務づけられたため、「マルコ」価格といわれた。東京織物問屋同業組合では、昭和十三年二月二十八日付けの公定価格決定商品に対する販売価格表示に関する所管警察書からの通達に基づき、㊦表示を組合員に励行させた。⁽⁴⁴⁾

公定価格資料を参照すると、手拭い地については昭和十四年（一九三九）二月二十八日の「東京織物自制価格表」、同年四月一日の大阪府告示公定価格表に「特免」生地の手拭いがみられ、この時期「特免」生地手拭いが民間に流通し、加工、販売されていたことがわかる。⁽⁴⁵⁾

(6) 綿製品の配給制、切符制

昭和十五年（一九四〇）五月三日には、商工省から各地方長官宛て

に「特免綿織物配給に関する件」として次のような通牒（一五織第七九一号）が出された。⁽⁴⁶⁾

（前略）綿製品ニ付テハ昭和十三年六月二十八日以降原則トシテ

其ノ製造ヲ禁止シ唯生産資材其ノ他已ムヲ得ザル製品ニ限り之ガ製造ヲ認め（中略）一般消費資材ニ付テハ最近市中の在荷ノ品又ハ家庭ノ手持品モ漸ク減少シ（中略）現在製造シツ、アル少量ナル綿製品ノ中取敢ズ左記ノ品目ニ対シ最モ適切ナル方面ニ公平ニ配給スルコトヲ刻下ノ急務ナリト認め爾今毎月計画的ニ貴道府県ニ対シ一定数量ヲ割当ツルコト相成候（後略）

この前文に次いで配給対象となる特免綿織物が列記される中、緋木綿、綿ネル、肌着用綿布、ガラ紡毛布と並び、「手拭」が挙げられている。前述のように「特免」生地の手拭いは昭和十三年秋頃から製造され、これが加工販売されていたと考えられるが、十五年五月時点では特免綿織物供給は極めて限定的であり、民間の需要は主として従来からの在庫で何とか賄われていた様子である。原料確保が厳しくなる中、供給管理を徹底すべく配給制が施行されたと考えられる。

配給制度について、通牒には右に続き「一般消費用綿製品配給統制要綱」として、昭和十五年（一九四〇）二月二十六日施行「繊維製品配給統制規則」に基づき、日本特免織物製造株式会社に集荷された綿製品の一部の配給を開始すること、手拭い等については購入票制度を設け、購入票と引き替えに現品販売すること等が記載されている（コレクション中には手拭い用ではないが、昭和十六年二月から三月二〇日

迄と利用期限を記した特免綿織物の配給票がある。手拭いは全国民を対象に配給する予定だが当面十分な供給がないため「隣保団体単位ニ購入票ヲ交付」し、団体内では抽籤等により被配給者を決定すると、とある。昭和一五年五月以降、木綿手拭い（スフ混合む）は特免品として配給制下に置かれ、割当の稀な配給品購入に際し意匠を選ぶことなどできない状況となった。

さらに太平洋戦争開戦後、昭和一七年（一九四二）一月二〇日、商工省令「繊維製品配給消費統制規則」が公布施行され、衣料点数切符による衣料品販売が始まった。手拭いやタオルの購入には普通の切符のほか「制限小切符」が必要であった。全国民に必要な実用品なので特に制限したのである。手拭いは一枚三点、枚数は手拭いまたはタオル年間二枚までであった。衣料切符は戦争末期には物資欠乏によりカラ切符と化した。

三、豊田コレクションにみる戦時体制の手拭い制作への影響

ここで手拭い制作の前提となる木綿手拭い地の供給について再度確認してみたい。木綿染織は昭和一三年（一九三八）二月以降スフ等代用繊維三割以上混用が義務づけられ、同七月以降は原則製造停止となるが、民需実用品用「特免品」綿織物製造の一環として、特免品木綿手拭い地が生産された。現実の供給を考えれば、特免手拭い地以外にも、綿製品製造制限以前に生産された在庫品があるうちは、政府買い上げ品を除き利用された可能性があり、他方、在庫品が尽き、特免生

地の供給も不足がちになるに従いスフなど代用繊維の多い生地を用いることが増えたと考えられる。また一五年の配給制導入時には、特免綿織物手拭いは意匠を問う余地もない供給不足となっていた。

一方制作（意匠の調整と染め加工）の環境はどうであったのか。加工には届け出許可が必要であった事情を考えれば、誂え染めなどは結果としていずれかの時点で制約を受けるようになった可能性がある。昭和一三年夏以降の手拭い地公定価格指定資料を参照すると、別誂え、細川、差し分け等、意匠と加工の選択幅をある程度把握できる。

東京府昭和一三年（一九三八）七月二九日指定資料では「東京本染手拭」は一〇本取り一反の価格が一色、二色、細川に三区分され、上等の生地の場合の加算額と並び「甲誂は十本取り一反に付七銭高名入別誂染は含まず」とみえる。⁽⁴⁸⁾この段階では、個人の誂えも含め、従来通りの手拭い制作が行われることが前提とされている。同一年二月二八日「東京織物自制価格表」では「特免坂手拭」「特免地手拭」について同様に一色、差し分け、細川の別と生地の違いによる価格が表示され、⁽⁴⁹⁾手の込んだ細川を含む多様な手拭いが特免生地で作られ市販されていることがわかる。ただし誂えについての表記はみえない。同一年四月一〇日大阪府告示第四三八号の公定価格表では「特免泉州生地手拭」と「同特殊染誂」の価格が示され、註に「本表二掲ゲザル銘柄ノモノニ付テハ本表ノ銘柄ヲ基準トシ格差ヲ附シテ定ムルモノトス」とみえる。⁽⁵⁰⁾特免生地で、誂え染め、あるいは標準以上の凝った加工の手拭いが制作されることが想定されている。

ただし、昭和一四年（一九三九）になるとスフ手拭い地公定価格も示される。東京府の昭和一四年三月一七日指定スフ織物最終販売最高

価格では、「浴用手拭地（関東）」「同（関西）」に「並染」「細川染」の別があるが、同年七月二〇日東京府指定資料では「オールスフ手拭 差分」異種のみとなる。⁽²¹⁾ 実際に実用的か否かは別として、「オールスフ手拭」は染めや意匠に凝ることのない実用品と位置づけられているといえよう。

さらに配給制となった特免綿織物手拭いについて昭和一五年（一九四〇）七月二日商工省告示第三三〇号、「価格等統制令第七條ノ規定ニ依ル帆布加工品及其ノ他ノ加工綿布ノ販売価格指定ニ關スル件」では「手拭」は「手捺染（略）一本二付〇・一九円」の一種のみ示されている。⁽²²⁾ 当然、一本単位の配給購入である。特免綿織物は一元的統制の下で生産された生地を加工した上で配給された。⁽²³⁾ 手拭いの染め意匠の調整は「加工」の一要素である。平時の自由な制作とは異なる管理体制下で、配給用手拭いの意匠は選定され染められた。もちろん誂えどころではない。

このような状況に照らし、第一節で注目した日中戦争開戦後の制作と確定もしくは推定される二件の手拭いの位置付けを再び考えてみたい。一二件は、美術手拭い、あるいは誂え染め（京のひと、せ）「凱旋記念 禮羽村青年団」「加藤伍株式会社」と、それ以外の既製品に分類できる。前者のグループのうち、解説書奥付が昭和一四年（一九三九）三月である「京のひと、せ」（図7から図11）は、一三年夏以降の綿製品の統制下で制作されたことが明らかである。生地は前述のように滲みの状態からスフ混率が高い緯糸を用いているとみられる。これがこの時点での「特免品」生地か、在庫品利用かは判断できないが、作品自体の性格は実用綿製品への供給確保という「特免品」



図 21 「京のひと、せ」
公定価格販売表示シール

せば、一般的規格を越えているため格差分を附し価格を定めた品を指すと考えられる。格別に手の込んだ細川技法を駆使したこの作品は通常規格とはかけ離れている。必要最低限の内需向け物資確保を前提に統制が重ねられ、国内経済、国民生活維持に必須の綿製品供給確保が模索される中で、実用から距離を置き意匠と技を追求したこのような美術手拭いの制作は容認され難くなっていたと考えられる。本作が非売品とされたことは認可の状況とも関係している可能性がある。本作に携わった人々は、このような美術手拭いが許容される限界を認識し、最後の記念の意味も込めて制作したのではなからうか。

「加藤伍株式会社」（図20）は、経緯糸両方に沿って染料が滲んだ状態からスフ一〇〇%もしくは経緯糸ともスフ混率の高い生地が用いられている様子である。手拭い制作にあたり、可能であれば木綿地が第一選択とされる。本作制作時点では特免木綿地は別注品には使用できない状況にあったのではないだろうか。昭和一五年（一九四〇）の配給実施後は当然だが、それ以前、一四年のいずれかの時期から実質的に入手できない、あるいは加工認可が下りないなどの状況があり得たと考えられる。物資統制が進行する中、配り物など別注品制作が圧迫されていた様子をうかがうことができる。ただしその中でもスフ

地であろうと恒例の配り手拭いを注文制作し続けた人々があつたことを本事例は伝えている。

「凱旋記念 禮羽村青年団」(図13)は、昭和十三年(一九三八)二月一日の「綿製品ステープルファイバー等混用規則」施行以降いずれかの段階で、木綿手拭い地の新規入手不能、あるいは物資有効活用のため手持ちの未使用反物に重ね染めしたものと考えられ、満州事変時まではみられた凱旋記念手拭いの詭えが困難となつた様子を伝えている。当初から染められている部分には「賞」の文字がみえ、元々の手拭い地は恐らく村の行事の参加賞用に準備され、例年使用するため未使用分がストックされていたものと推測される。平和な村の行事に文字通り戦争の影が重なり、図らずも象徴的な一枚が残されることとなつた。

一方、既製品グループの九件は、いずれも目立つた染め滲みはなく、図16一点が広幅木綿地転用である他は、生地質感を重視する限り通常の木綿手拭い地と変わるところがない。このうち「日の丸、地球に飛行機」(図15)は、前述のように意匠と大東亜共栄圏構想との関連に注目すれば昭和十五年(一九四〇)夏以降に特免手拭い地で作された可能性を持つが、手拭いの配給規格は一種のみであることと三色差し分けというやや凝つた加工の関係をどのようにとらえるべきか検討を要する。

他の八件はいずれも白地の中央部に同じような文字寸で、体制協力を呼びかける標語を一色または二色で染めた類型的な意匠であり、一定規格の下で制作されたかのようにも見受けられる。制作期の上限を最大限広げてとらえれば、昭和十二年(一九三七)九月の国民精神練

動員計画実施要綱発表以降となろうが、通常の消費生活が営まれていた一二年秋時点で、ただちにこのよう規格品が多く制作されたとは考え難く、また何らかの国策協力団体の制作であれば団体名を入れるのが通例である。これらは一三年秋以降製造された特免手拭い地を加工したものである可能性を持つのではないか。さらにこの中には昭和十五年二月施行「繊維製品配給統制規則」に基づき同年夏以降実施された配給品の手拭いが含まれている可能性が考えらえる。中でも「二億一心」同柄三点中の一点(図16)はシャツなどに用いるような広幅生地を切つて端ミシンをかけた通常商品とは考えられないものであり、本来輸出用であつた生地を転用した可能性もある⁽⁵⁵⁾。先に示した一五年七月二日商工省告示販売価格指定資料では配給特免手拭いの加工方法は「手捺染」とされていた。手拭いには一般的でない手捺染とする規定に疑問が残るが、染め加工は手拭いの基本規格であつた。この推論が正しければ配給用特免手拭い地を染めるにあたり、政府広報チラシのような意匠が選ばれたことになろう。ただし十分な供給も困難な手拭いに格別のプロパガンダ効果が期待されたとは考え難い。ただ何らかの意匠を染めることが手拭いという商品の条件である以上、辛うじて生産される配給品に対しこの種の標語意匠は無難な選択であつたのではないだろうか。

おわりに

以上、豊田コレクションの検討を通し、戦時体制が手拭い制作に何をもちたのかをとらえることを試みた。震災から復興した東京の

平穏な近代都市景観を染め出した「帝都十景手拭」が制作されたのは、昭和六年から一〇年頃、鑑賞主体の創作手拭いが盛行する最中のことであった。しかし僅か数年後の一二年（一九三七）夏に日中戦争に突入、手拭い地を含む内需用綿製品の製造は急速に抑制され、加工、販売にも統制が加えられて、手拭い制作の環境は激変していった。

生活必需品としての木綿手拭い地生産は、昭和一三年秋以降、「特免品」という形で辛うじて確保された。この点は同じく木綿地を注染で加工する浴衣地と異なっている。ただし最低限の供給のための統制策と、実用を離れ意匠と技を追求する創作手拭い制作や配り物等の別注品誂えは相容れない。意匠自体が統制されたわけではないが、素材が欠乏し生活必需品としての確保が優先された手拭いからは結果として意匠に創造性や個人のメッセージを託した自由な制作の余地は消失したと考えられる。在庫品に重ね染めした「凱旋記念 禮羽村青年団」にみるように兵士の記念手拭いも普通に制作できる環境ではなくなった。そのような急激な状況変化の過程にあった昭和一四年の春、精緻な注染技法を駆使して年中行事図を手拭いに写した「京のひと、せ」が再制作された。スフ地で配り手拭いを作り続けた会社もあつた。許される限り創意を形にすることにこだわりを持つ人々があつたことがわかる。

昭和一五年五月以降、手拭いを含む特免綿製品の供給は配給制となり木綿手拭いから意匠の選択肢は失われた。しかし手拭いは単なる布片ではなく、染め意匠を施すことが商品としての基本条件であった。標語を染めた定型的な手拭いは、配給制導入下に制作された可能性を

持つ。メッセージを贈る手拭いの文化は皮肉にも類型的意匠による国策の啓蒙という皮相な形で生き続けた。

なお終戦後も物資不足は続き、昭和二二年（一九四七）から衣料切符制が再び行われ二五年の正式全廃まで綿製品には切符制が残った。綿製品の価格統制も引き続き行われ、二六年七月に漸く廃止された。

注

(1) 近江晴子「庶民芸術の華・手拭」『庶民の芸術 手拭 浮田コレクション』（染織と生活社 一九八九年）一五二頁、埼玉県立歴史と民俗の博物館編

『埼玉の注染』（埼玉県立歴史と民俗の博物館 二〇〇七年）八頁参照。

(2) 乾淑子『図説着物柄にみる戦争』（インパクト出版会 二〇〇七年）、同「着物の柄の〈軍歌〉」『戦争のある暮らし』（水声社 二〇〇八年）所収ほか。

(3) たとえば朝鮮半島から満州、蒙古までを含む地図を捺染した「満州国鳥瞰図」風呂敷、椰子の茂る南洋の島の上空を飛ぶ戦闘機をとらえた戦争画を精緻な型友禅で染めた「南洋上空軍機図」風呂敷、富士山図を背景に色紙形に桜、歌詞を染めた「愛国行進曲」風呂敷等があげられる。

(4) 隅田公園は関東大震災後、東京復興三天公園の一つとして計画された。大正一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三回総会における直木倫太郎復興局長官の公園新設計画説明の言葉に「隅田川ヲ挟ンデ（中略）幅ハ狭クモ長サハ長イ持持ノ良イ水ニ臨ンダ公園トシテ之ヲ計画シタイ」とあり、昭和六年の東京市パンフレットにも「水の公園」という表現がある。以上、川本昭雄「隅田公園」（郷学舎 一九八一年）二二、二六頁参照。「水の隅田公園」の題は川の景観とともにある両岸にわたる公園への共通認識を示している。

- (5) 田中緑紅(一八九一—一九六九)は、一九一七年に郷土趣味社を創立、「京のひと、せ」制作の頃には『京の伝説』『京の面影』(いずれも郷土趣味社一九三二年)を出版している。緑紅の解説書付きであることもこの企画の性格を示している。
- (6) 本作を制作した永楽屋に一九二九年に入店した浮田光治氏からの伝聞。本資料蒐集者である豊田満夫氏による。
- (7) 江馬務詞書、中島荘陽画『都年中行事画帖』(一九二八年跋 絹本著色)、国際日本文化研究センター所蔵、日文研データベース参照。
- (8) 初回制作作品は近江晴子「ノスタルジア手拭い(1)」『月刊染織』三二号(染織と生活社 一九八三年一〇月)所載の浮田光治氏所蔵品を参照。
- (9) 若槻内閣編纂会編『若槻内閣』第六章軍制改革(若槻内閣編纂会一九三二年)四五四頁参照。
- (10) 『三越』(三越呉服店 一九三三年四月)三八、三九頁に、小児用玩具「タンク型自動車(三十円)」、「A型タンク(三十六円)」が掲載されている。
- (11) 一九四〇年八月一日発表の第二次近衛内閣、松岡外相談話に「一、わが国当面の外交方針は大東亜共栄圏の確立をはかること、しかしてその大東亜共栄圏は従来東亜新秩序乃至は東亜安定圏と称せられていたものと同じであり、広く蘭印、仏印などの南方諸地域を包含し日滿支三国はその一環であること」とある。「大東亜共栄圏を確立」『大阪朝日新聞』(一九四〇年八月二日)参照。
- (12) 「千歳鶴」は創業一八七二年の柴田酒造店を前身として一九二八年に設立された日本清酒株式会社設立当初から続く清酒銘柄である。千歳鶴公式サイト <http://www.nipponseishu.co.jp/>参照。
- (13) 「国民精神総動員新展開の基本方針案」に「(三) 一億一心各その業務に精勵し奉公の誠を致さんことを期す」とみえる。「官民一致、明朝開達の大国民運動を展開!」『大阪朝日新聞』(一九三九年四月八日)参照。
- (14) たとえば戦時下に掲載された吉田禎男『少国民教育勸語訓話』(教育図書出版社 一九四一年)にも「三本の矢」と題した訓話がみえる。
- (15) 「国民精神総動員計画実施要項」中に「(一) 日本精神の発揚社会風潮の一新(イ) 堅忍持久の精神の涵養」とある。「国民精神総動員 実施要項発表」『大阪毎日新聞』(一九三七年九月二四日)参照。
- (16) 「日本国、独逸国及伊太利国間三国條約締結ニ関スル詔書」に「臣民(中略)協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ、また同じく「告諭」に「全国民ハ(中略)協心戮力如何ナル難関ヲ突破シ」とみえる。「官報」四一九九号(一九四〇年九月二七日)所載参照。
- (17) 葛浦草小紋が足軽などの袴に用いられたことについて喜多川季莊「守貞謨稿」(天保八—嘉永六年頃)巻之一三、後集巻之四参照。
- (18) 一九三八年一月三日の政府声明で「帝国の冀求するところは東亜永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に存り」と述べられた。小山貞知『第三戦争論』(満州評論社 一九三八年)八六頁参照。
- (19) 一九三七年一月一六日から「愛国公債」が一斉売り出された(『東京朝日新聞』一九三七年一月二八日参照)。しかし一九三九年には公債消化は困難になっている(『経済総力戦の中間報告書』『大阪毎日新聞』一九三九年二月七日参照)。
- (20) 「軍機保護法改正法律施行期日」『官報』三三二九号(一九三七年一〇月六日)所載参照。国立国会図書館所蔵資料を検索すると防諜に関する一般向け啓蒙は、一九四五年以降盛んに行われた様子である。
- (21) たとえば「この時局を担いこの難事業を引受けて成功するか否かは一に我が

- ノモノ又ハ右混紡糸ト綿糸以外ノ糸類ヨリナル織物又ハ莫大小」。一三調四部第三五一号一九三八年九月二六日「国産棉花ノミヲ使用スル織物又ハ莫大小」、一三調第九一号の前記事項を「落綿又ハ落綿糸ト綿糸以外ノ糸類ヨリナル織物又ハ莫大小」に改正。一三調四部第四五一号一九三八年一〇月一三日「落綿ス・フ混紡糸ヲ使用スル製品」。『物資統制令関係法規集』前掲註29、三九六―三九八頁参照。
- (41) 一三調四部第三五一号（一九三八年九月二六日臨時物資調整局第四部長通牒）、『物資統制令関係法規集』前掲註29、三九七頁参照。
- (42) 商工省告示第九〇五号「特免綿織物ノ販売価格指定ノ件改正」『官報』四四二七号（一九四一年一〇月八日）参照。特免品以外では混紡糸の「厚地手拭」（商工省告示第五六四号同年六月三〇日）、「輸出滞貨綿布生地」使用「注染手拭」（商工省告示第二二〇八号一九四四年一月二日）もみえる。
- (43) 商工省令第五六号「物品販売価格取締規則」『官報』三四五四号（一九三八年七月九日）参照。
- (44) 『東京織物同業組合史覚書』前掲註32、一九七頁。
- (45) 『東京織物自制品価格表』（一九三九年二月二八日）、「須田鉄商報」附録第一九九号（東京織物問屋同業組合 須田鉄商店、大阪府警察部経済保安課編「大阪府公定価格表」（帝国地方行政学会 一九三九年九月）九七頁参照。
- (46) 一五織第七九一号「特免綿織物配給二関スル件」、日本繊維製品小売商業組合連合会調査課編『繊維製品配給統制要覧』（日本繊維製品小売商業組合連合会 一九五一年）六五―七〇頁参照。
- (47) 商工省令第四号「繊維製品配給消費統制規定」『官報』第四五〇七号（一九四二年一月二〇日）。同規則は昭和一八年一月一八日に改正され（商工省告示第二八号一九四三年一月一八日）、衣料切符点数が全般的に引上られ
- た（手拭いは変更なし）。
- (48) 商工省物価局監修大日本経済統制研究会編『現行商工省並五大都府県公定価格総覧』（日本経済社 一九四一年）一六九頁参照。
- (49) 「東京織物自制品価格表」前掲註45参照。
- (50) 「大阪府公定価格表」前掲註45、九七頁参照。
- (51) 「現行商工省並五大都府県公定価格総覧」前掲註48、四三六、四六三頁参照。
- (52) 「現行商工省並五大都府県公定価格総覧」前掲註48、一六一頁参照。
- (53) 生産統制会社の管理下に製造された生地が元配給会社に配給されて委託加工され、これが地方別配給会社に配給され小売商や百貨店に割当られた。伊藤万商店企劃部経済調査課編『繊維製品配給統制と配給機構の整備前編』（伊藤万商店企劃部情報課 一九四一年）七一―八九頁参照。
- (54) 豊田氏によれば、コレクション中「減私奉公」「防諜」は東京で呉服商を営んでいた当初所有者が絹製品の統制を避けて結城紬などの高級呉服を神奈川県に疎開した際に持ち出した手拭いである。疎開は「奢侈品等製造販売制限規則」が施行された昭和一五年七月あるいは絹製品が「物品販売価格取締規則」の対象となった昭和一四年（一九三九）一月を節目に行われたと考えられ、この頃の東京で入手された手拭いである。
- (55) 「輸出滞貨綿布生地」使用手拭いについて注42参照。
- (56) 模様毎に手作業で染める手捺染は手拭い本来の両面染めには適さないが、注染のような設備が不要のため、標準仕様として規定されたものか。標準的な手拭い染め手法である注染での加工を除外する規定とは考えにくい。

別表

「庶民の暮らしと戦争展」(2015年7月22日～8月31日 東京和晒創造館) 主要展示資料一覧

凡例：資料名、技法、特記事項/制作年代を記した。「昭和戦前期」は昭和11年頃までを指す。千人針、浴衣地以外の資料は全て手拭いである。

1. 昭和前期一手拭い文化の洗練	
「帝都十景手拭」 注染 差し分け (本文参照) 「東京駅」図2/「日比谷公園」図3/「歌舞伎座」/「清洲橋」図4/「水の隅田公園」図5 /「日本橋」/「地下鉄道」図6/「靖国神社」/「上野」	昭和前期 (昭和6年から10年頃か)
日比谷公園 注染 差し分け 昭和11年竣工の国会議事堂が遠景に見え、昭和11、2年頃制作と考えられる。	昭和11、12年頃
「京のひとつせ」 注染 細川 (本文参照) 「十日戎 福笹(一月)」図7/「盧山寺鬼の法楽(二月)」/「舞妓と都踊(三月)」/「島原太夫道中(四月)」/「葵祭(五月)」図11/「藤森祭の駟馬(六月)」図9/「祇園会山鉦(七月)」 図10/「大文字と松ヶ崎題目踊(八月)」/「石清水八幡宮放生会(九月)」/「太秦牛祭(十月)」 /「八坂神社舞楽(十一月)」/「南座の顔見世(十二月)」図8	昭和14年(1939)3月
2. 日露戦争時代の手拭い	
「我軍之大勝利」 注染 細川 (本文参照)	明治後期
「奉天府 日本軍大勝利」 注染 差し分け (本文参照)	明治後期
「出征軍萬歳」 地染まり一色 (本文参照)	明治後期
「東洋強国誉」 注染 細川 (本文参照)	明治後期か
3. 凱旋記念、除隊記念の手拭い	
「近衛歩兵第四聯隊」 注染 差し分け (本文参照)	明治後期から昭和前期
「歩兵第三十三聯隊 帰休記念」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 「軽き身に重き任務をつ、がなく果して帰る今日のうれしさ」の歌と、銃剣に旭日旗、陸軍の軍帽軍服の星章にちなむ星をあらわす。	明治後期から昭和前期
「第三師団 満期輜重兵」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 日の丸と旭日旗を交差させ「満期輜重兵」と大きく染める。満期除隊の配り物。	明治後期から昭和前期
「戸山学校分遣 満期 歩兵第三十四聯隊」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 日の丸と旭日旗を交差させ「満期 歩兵第三十四聯隊」と染める。満期除隊の配り物。	明治後期から昭和前期
「分遣記念 陸軍歩兵学校 歩兵第六聯隊」 捺染 陸軍歩兵学校校舎図と旗、桜と文字がタオル地に捺染されている。	大正から昭和前期
「記念 野砲兵第一聯隊」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 「軽き身に重き務めを恙なく果して帰る今日ぞ嬉しさ」の歌と野砲図を染める。	明治後期から昭和前期
「輜重兵満期記念」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 三頭の馬が肩を並べ走る図。このモチーフは輜重兵の配り物に多くみられる。	明治後期から昭和前期
「満州派遣凱旋記念 野砲兵第二十聯隊」 注染 差し分け (本文参照) 図12	昭和前期
「上海出征凱旋記念 歩兵第五十九聯隊」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 「武夫のつとめつくして故里へ」の句にヘルメット等。昭和7年第一次上海事変記念か。	昭和前期
「凱旋記念 禮羽村青年団」 注染 (本文参照) 図13	昭和戦中期
4. 出征兵士を送る	
「祈武運長久」丸に三つ割菊紋 注染 差し分け (本文参照)	昭和前期から戦中期
「祈 武運長久 愛国婦人会三重県支部」 注染 差し分け (本文参照)	昭和前期から戦中期
千人針 捺染 黄色晒し布に朱で印をつける。右端に制作者の名と住所を記した墨書。未完成品。	昭和戦中期
慰問袋 軍人勅諭 注染 差し分け (本文参照)	昭和戦中期
5. 手拭いにみる戦争と暮らし	
日の丸、戦車 注染 差し分け (本文参照) 図14	昭和前期
大砲 注染 細川 発射する大砲、図案化された噴煙をあらわす。左下隅に「K.Nobei」のサインを染める。	昭和前期
日の丸、地球に飛行機 注染 差し分け (本文参照) 図15	昭和戦中期
「千歳鶴」桜にヘルメットと刀 注染 差し分け (本文参照)	昭和前期

「皇軍万歳」日章旗と日の丸に星 注染 差し分け 日の丸、日章旗、星を中心に、上に「皇軍万歳」の文字、下に満州事変で日本軍が侵攻した奉天城を思わせる中国風城門を染める。幅中央に青糸の筋入り。	昭和前期から戦中期
「折武運長久」日の丸 注染 差し分け 幅中央に青糸が織り込まれ、上に日の丸、下に「折武運長久」。折ると鉢巻になる。	昭和前記から戦中期
「教育勅語」注染 白地一色 教育勅語の全文が染められている。	
「七生報国」注染 差し分け 日の丸と刀を中心に据え、尊皇思想の象徴楠木正成像と「七生報国」の語を配する。	昭和戦中期か
「東亜建設」注染 差し分け (本文参照)	昭和戦中期
「公債一枚興亜の緑葉」注染 差し分け (本文参照)	昭和戦中期
「堅忍持久」注染 差し分け (本文参照) 図 17	昭和戦中期
「協心戮力」注染 差し分け (本文参照) 図 18	昭和戦中期
「滅私奉公」注染 差し分け (本文参照)	昭和戦中期
「防諜 知るを自慢に話すな秘密」注染 差し分け (本文参照) 図 19	昭和戦中期
「一億一心」注染 差し分け二点/白地一色一点 (本文参照) 図 16	昭和戦中期
6. 木綿製品物資統制関係資料	
「加藤伍株式会社」注染 差し分け (本文参照) 図 20	昭和戦中期
夫婦岩と旭日 捺染 通常の手拭い地より太い糸の粗い布に、素朴な型摺りで夫婦岩と旭日を染めている。	昭和戦中期か
浴衣地反物 八重むぐら文様 注染 紡績中の落綿など屑繊維を原料とした「ガラ紡」綿糸で織った生地を使用。	昭和戦中期
浴衣地反物「新美ゆかた」注染 「純綿」のシールが貼られている。昭和13年2月「綿製品ステープルファイバー混用規則」施行後、既に製造されていた生地を染めたものか。	昭和戦中期
浴衣地反物「美形染御ゆかた地」捺染 東京府機械染色工業組合の統制証、公定価格販売を示すマル公マーク、「正絹」「銘仙」の表示。東京でマル公マーク表示が励行された昭和14年以降のものか。綿製品非常管理令後、新たに木綿浴衣地を製造することはできなかった。	昭和戦中期
浴衣地反物「拳国一致」捺染 関西機械捺染工業組合の「染色並二規格生地」検査保険証、「純綿製品」ラベル付き。昭和13年2月の「綿製品ステープルファイバー混用規則」施行後販売の商品か。	昭和戦中期
浴衣地反物「実用無敵染ゆかた」捺染	昭和戦中期
浴衣地反物「クミアイ浴衣」捺染 日本ステープルファイバー捺染工業組合聯合会の検査証が付されたスフ製浴衣地。文庫(包み)に敵艦を狙う戦闘機図があらわされている。	昭和戦中期
浴衣地反物「登録週間ゆかた」 「京都府昭和十三年七月三十日許可」のラベル貼付。同年6月29日小売を除く綿製品販売は一旦停止されたが7月21日より在庫浴衣地は届け出により販売許可された。	昭和13年(1938)7月
スフ入り晒反物 (木綿、スフ混用)	昭和15年頃
7. 戦争を振り返る	
「あゝ我が戦友」注染 差し分け 「あゝ我が戦友」の語と日の丸を掲げた戦車、上空には戦闘機もみえる。追悼記念か。通常より短く一反二本取りとみられ、戦後早い時期の制作と推定される。	昭和中期
「記念艦 三笠」注染 一色 日露戦争、日本海海戦で活躍した軍艦三笠は記念艦として保存されている。戦後一時娯楽施設に転用されたが、昭和33年に三笠保存会が再興され復元工事が行われた。	昭和中期
「軍艦比叡戦没五十周年五十回慰霊祭記念」注染 差し分け 比叡は第三次ソロモン海戦中、昭和17年11月に沈没した。サボ島風景、軍艦図等に海軍徽章を添える。「平成四年十一月十二日衣笠光心寺」とある慰霊祭の手拭い。	平成4年(1992)
「戦艦武蔵戦没三十五周年」注染 細川 昭和19年10月、レイテ沖で沈没した武蔵の戦没記念手拭い。	昭和54年(1979)頃
「軍人勅諭 信太山砲四会」注染 差し分け 軍人勅諭の忠節、礼儀、武勇、信義、質素を示す五箇条を染める。信太山砲四会制作。	昭和中期か

The Second World War and *Tenugui* of the Toyoda *Tenugui* Collection

—A Study on *Tenugui* Production and Design under the Material Control System—

OKUBO Naoko

Tenugui is a rectangular cotton cloth with dyed patterns. This particular method of dying is called chusen. *Tenugui* were used mainly as a towel, and they also substituted for headscarves. They were used for various purposes in everyday life. It was customary for merchants and common people to order *tenugui* with personalized designs which included special messages and original patterns. They were often used as greeting gifts. Due to improvements in dyeing systems in the 1920's and the 1930's, it became possible to produce *tenugui* with sophisticated designs which were admired as artistic pieces. But after the outbreak of the Japanese-Chinese war in 1937, the use of cotton for private demand was regulated. In this paper, I investigated the details of this regulation of the cotton industry and analyzed *tenugui* pieces in the TOYODA collection which are considered to have been produced under this regulation, in order to clarify the influence of the material control system on *tenugui* design and production. At the end of June 1938, the government ordered a shutdown of all fabric production containing cotton. However, due to fact that the *tenugui* made from substitute fibers were not practical, the production of *tenugui* made with a mixture of cotton was permitted from autumn 1938 and acknowledged as exceptions with special authorization. The supply of *tenugui* for daily use barely met the needs and it is considered that the production of *tenugui* as artistic pieces, or *tenugui* with personalized designs became reduced necessarily as a result. Under such conditions, in spring 1939, "Kyo no hitotose", an artistic masterpiece series of *tenugui* which represented monthly traditional events in Kyoto was re-produced (first production in 1935). Some companies continued to order customized *tenugui* made with substitute fabrics as seasonal greeting gifts. We therefore can recognize the existence of people who wished to realize their original designs as long they were permitted to do so. From May 1940, specially authorized products made with cotton including *tenugui* began to be supplied under the ration

system, so it became impossible to choose the designs freely. But *tenugui* was not a mere cloth for wiping hands. It had to be dyed with some sort of design following the standards of *tenugui* as rationed goods. In the collection, there are some *tenugui* dyed with slogans evoking the mobilization of the national spirit with a fixed simple design. It is thought that they may have been produced under the ration system. Ironically, the culture of handing out *tenugui* with greeting messages was kept alive as instruments for “enlightening” the people on the national policy during the war.